くらし

事業承継個別相談会を開催します

「そろそろ会社を引き継ぎたいけど何から取り組んでよいかわからない…」「引き継ぎたいが子どもがおらず後継者がいない…」など、ご自身の事業を引き継ぐにあたりお困り事はございませんか？本相談会では、公的機関の相談員が皆様のお悩みに対応いたします。ぜひ一度、お気軽にご相談ください。

日時／7月15日(火)各1時間
①午前10時～
②午前11時30分～
③午後1時30分～
④午後3時～

場所／愛知県海部県民事務所
相談員／愛知県事業承継・引継ぎ支援センター
対象／愛知県に事業所をお持ちの経営者または後継者
定員／4枠(各枠につき1事業者)
申し込み／7月8日(火)まで
問愛知県中小企業金融課
☎052(954)6332
✉kinyu@pref.aichi.lg.jp
FAX:052(954)6924
産業振興課☎(55)7128

くらし

内職出張相談

内職のお仕事をお探しの方へ相談・あっせんを行います。内職のお仕事を出したい事業所も募集します。

日時／7月9日(水)、30日(水)
午前10時～正午
午後1時～3時

場所／市役所南館1階会議室1-6
持物／本人確認ができるもの(免許証など)
問県労働協会内職相談
☎052(562)5016
産業振興課☎(55)7128

くらし

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。
※学生の方はこの制度を利用できません。学生納付特例制度をご利用ください。

申請免除制度／ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が免除になります。「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。
【免除要件】
・本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ別表の所得の基準以下のとき

納付猶予制度／ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が猶予されます。
【猶予要件】
・50歳未満の方が対象(学生を除く)
・本人と配偶者の前年所得がそれぞれ別表の全額免除の所得の基準以下のとき
※世帯主の所得は審査対象にはなりません。
・納付猶予された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されません。
※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望されると、毎年度の申請手続きが不要です。なお、失業などによる特例免除承認者は、翌年度も申請が必要です。

承認期間／令和7年7月～令和8年6月(過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可)

申請に必要なもの
・基礎年金番号がわかるもの
・「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格通知」、「雇用保険受給資格者証」などのコピー(失業を理由に申請する場合のみ必要)

日本年金機構ホームページ→

免除区分	納める保険料額(令和7年度)	老齢基礎年金への計算(全額納付した場合と比較)	所得の目安	
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	
4分の3(4分の1納付)	4,380円	免除期間は8分の5で計算	88万円	+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額(半額納付)	8,760円	免除期間は8分の6で計算	128万円	
4分の1(4分の3納付)	13,130円	免除期間は8分の7で計算	168万円	

※本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。
※減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

問 保険年金課　☎(55)7119